

伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染
及び災害の発生の防止に関する条例

届出の手引

平成30年4月

伊賀市人権生活環境部環境政策課

目 次

| | |
|--|-----|
| 1. 伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例の概要 | |
| (1) 条例の目的 | 1 |
| (2) 用語の定義 | 1 |
| (3) 条例の適用範囲 | 1 |
| 2. 土砂等の埋立て等を行う場合 | |
| (1) 事業者の義務 | 2 |
| (2) 特定事業の届出 | 2 |
| (3) 届け出が不要な場合 | 3 |
| (4) 標識の掲示 | 3 |
| 3. 別表及び様式 | |
| (1) 土壌溶出基準 | 5 |
| (2) 構造基準 | 7 |
| (3) 様式第1号、様式第2号 | 9 |
| ○参考資料 | |
| ・伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | 1 1 |
| ・伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則 | 1 2 |

1. 伊賀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の概要

(1) 条例の目的

本条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等による土壌汚染と土砂の流出等による災害の発生を未然に防止し、市民の安全と生活環境を確保することにあります。したがって、土砂等の埋立て等を禁止する趣旨ではありません。

(2) 用語の定義

○土砂等

「土砂等」とは土、砂、石、礫、岩石などをいい、産業廃棄物である汚泥やコンクリートがら等は土砂に該当せず、土砂等に廃棄物が混入している場合は廃棄物処理法が適用されます。

○埋立て等

「埋立て等」とは埋立て、盛土及びたい積の3種類とします。

①埋立て 周辺地盤面より低い窪地を埋め立てることをいいます。

②盛土 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状を変更しないものをいいます。

③たい積 周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂をたい積するものであり、将来その形状の変更が予定されているものをいいます。

○事業区域

「事業区域」とは実際に埋立て等を行う区域のことで、保安区域や侵入道路等は埋立て区域には含みません。

○事業者

「事業者」とは埋立て等の事業を行う者をいいます。

○特定事業

「特定事業」とは埋立て等の事業を行う事業区域の面積が1,000平方メートル以上または埋立て等の土砂等の体積が1,000立方メートル以上の事業をいい、事前に事業計画等を市へ提出する必要があります。

(3) 条例の適用範囲

本条例の適用範囲は、市外で発生した土砂等で市内で埋立て等を行う場合であり、市内で発生した土砂等を市内で埋立て等を行う場合は適用しません。

2. 土砂等の埋立て等を行う場合

(1) 事業者の義務

事業者は次の義務を負うこととなります。

①埋立て等に使用する土砂等が安全であることを確認する必要があります。

この安全とは土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第3で定める土壌溶出基準の基準値以下であることとします。（別表 土壌溶出基準）ただし、地歴などを調べた結果明らかに土壌汚染の可能性が無い場合は、土壌検査は省略することができます。

②土砂等の流出等による災害の発生を防止するため必要な措置は、砂防法の砂防指定地内行為の構造基準に準じるものとします。（別表 構造基準）

③事業者は、事業計画について地元及び近隣の関係者に説明し、理解を得るよう努めるものとします。

(2) 特定事業の届出

特定事業を行う場合は事業開始の30日前までに市へ届け出をする必要があります。（様式第1号）

○添付書類

①事業計画書

②事業区域の位置図・平面図・断面図・公図・謄本

③事業区域の土地所有者の同意書

④事業区域の埋立て前の全景写真

⑤事業区域の地元への説明会の報告書

⑥土砂等の発生場所の位置図・平面図

⑦土砂等の発生場所の全景写真

⑧搬入する土砂等の土壌検査結果書

⑨土砂等の発生場所の地歴調査書

⑩土砂等の運搬経路図

⑪各施設管理者（道路・水路・河川等）との協議済書

⑫その他市長が必要と認める書類

地歴等から安全であることが明らかな場合は⑧搬入する土砂等の検査結果書は省略できます。

届出事項に変更があった場合は、変更事項を記載した書類を提出することとします。

埋め立て等に使用する土砂等の発生場所が変わった場合もその都度提出が必要となります。

(3) 届け出が不要な場合

次の事業については本条例の適用除外となります。

○国又は地方公共団体が行う事業

国又は地方公共団体が行う事業は発注者が責任を持って事業を管理するため除外します。

○他の法令によって許認可を受けた事業

下記の法令によって許認可を受けた事業は一定の規制がかかっているため除外します。

①砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

②森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

③農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

④地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）

⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）

⑥採石法（昭和 25 年法律第 291 号）

⑦砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）

⑧自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

⑨都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

⑩廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

⑪土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

⑫河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

○非常災害のために必要な応急措置として行う埋め立て等

○運動場、駐車場その他施設の本来の機能を保持する目的で通常の管理行為として行う埋め立て等

(4) 標識の掲示

特定事業を行うときは、事業区域の見やすい場所に様式第 2 号で定める標識を掲示する必要があります。

3. 別表及び様式

- (1) 土壤溶出基準
- (2) 構造基準
- (3) 様式第1号、様式第2号

別表 土壌溶出基準

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-----------------|--|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.01mg/l以下 | 日本工業規格（以下「規格」という。） K0102 の 55 に定める方法 |
| 六価クロム化合物 | 0.05mg/l以下 | 規格 K0102 の 65.2 に定める方法 |
| クロロエチレン | 0.002mg/l以下 | 平成 9 年 3 月環境省告示第 10 号（地 下水の水質汚濁に係る環境基準につ いて）付表に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg/l以下 | 昭和 46 年 12 月環境告示第 59 号（水 質汚濁に係る環境基準について）（以 下「水質環境基準告示」という。）付 表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| シアン化合物 | 検出されないこと | 規格 K0102 の 38 に定める方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/l以下 | 水質環境基準告示付表 5 の 1 又は 2 に掲げる方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に 定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に 定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に 定める方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に 定める方法 |
| 水銀及びその化合物 | 水銀 0.0005mg/l以 下かつアルキル水 銀が検出されない こと | 水銀にあつては水質環境基準告示付 表 1 に掲げる方法、アルキル水銀にあ つては水質環境基準告示付表 2 及び 昭和 49 年 9 月環境省告示第 64 号（環 境大臣が定める排水基準に係る検定 方法）（以下「排水基準検定告示」と いう。）付表 3 に掲げる方法 |

| | | |
|--|-------------|---|
| セレン及びその化合物 | 0.01mg/l以下 | 規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| チウラム | 0.006mg/l以下 | 水質環境基準告示付表 4 に掲げる方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 鉛及びその化合物 | 0.01mg/l以下 | 規格 K0102 の 54 に定める方法 |
| 砒素及びその化合物 | 0.01mg/l以下 | 規格 K0102 の 61 に定める方法 |
| ふっ素及びその化合物 | 0.8mg/l以下 | 規格 K0102 の 34.1 に定める方法及び水質環境基準告示付表 6 に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg/l以下 | 規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| ほう素及びその化合物 | 1mg/l以下 | 規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法 |
| ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと | 水質環境基準告示付表 3 に掲げる方法 |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。） | 検出されないこと | 排出基準検定告示付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排出基準検定告示付表 2 に掲げる方法） |

別表 構造基準

- (1) 埋立て等の法面の勾配を 30 度以下とすること。
- (2) 滑りやすい土質の層がある場合は、滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (3) 著しく傾斜をしている土地において施工する場合は、すべり面とならないよう、地盤の斜面に段切り等の措置を講ずること。
- (4) 擁壁を用いる場合は、構造を宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の規定に適合するものとする。
- (5) 埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合は、高さ 5 メートルごとに幅 1 メートル以上の小段を設けること。
- (6) 事業区域内の雨水その他の地表水を有効かつ適切に排出することができるよう、排水施設を設置すること。
- (7) 埋立て等完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の必要な措置を講ずること。
- (8) 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講ずること。

様式第1号（第5条関係）

土砂等による土地の埋立て等届出書

年 月 日

伊賀市長 様

届出者 住 所
氏 名

㊟

伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条の規定により、下記の事業について届け出ます。

記

1 事業区域の位置

2 事業区域の面積

m²

3 埋立て量

m³

4 埋立て高さ

m

5 土砂等発生場所の位置

6 事業期間

7 担当者氏名・連絡先

様式第2号（第7条関係）

| 土砂等の埋立て等に関する標識 | |
|----------------------|---|
| 特定事業を行う場所 | |
| 特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号 | 住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号 |
| 事業の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 事業の面積 | m ² |
| 土砂等の搬入予定量 | m ³ |

備考 縦は120センチメートル以上、横は90センチメートル以上とすること。

○参考資料

- ・伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- ・伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、伊賀市の恵み豊かな自然環境を保全するため、市、市民、事業者及び土地所有者の責務を明らかにし、市及び市民が協力して不適正な土砂等の持込みを許さないという姿勢を示すとともに、土砂等による土地の埋立て等を行う事業者に対して必要な規制を行うことにより、土壌汚染等の未然防止を図り、土砂等の流出等による災害を防止し、もって市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て等の用に供する土、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積をする行為をいう。
- (3) 事業区域 埋立て等を行う区域をいう。
- (4) 事業者 埋立て等を行う者をいう。
- (5) 特定事業 事業区域の面積が1,000平方メートル以上又は埋立量が1,000立方メートル以上の事業をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、市外で発生した土砂等で、市内で埋立て等を行う場合に適用する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、土壌汚染等を防止するため、埋立て等に使用する土砂等が安全であることを確認しなければならない。

- 2 事業者は、埋立て等を行うに当たっては、土砂等の流出等による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、埋立て等の事業を行う場合は、事業計画について地元及び近隣関係者等に説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(土地所有者の責務)

第5条 事業区域の土地所有者は、埋立て等の事業に対し、事業者とともに共同して責任を負うものとし、埋立地及びその周辺の環境の保全、災害の防止に努めなければならない。

- 2 土地所有者は、定期的に事業区域を確認し、不適正な埋立てが行われた場合に

は事業者に事業の中止を求めるとともに、速やかに市へ通報するものとする。

(市の責務)

第6条 市長は、埋立て等について、必要があるときは、その施行状況を調査し、事業者及び土地所有者に対して必要な指導を行わなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、不適正な埋立て等を確認したときは、市へ通報するように努めなければならない。

(特定事業の届出)

第8条 事業者は、特定事業を行うときは、規則で定めるところにより、事業開始の30日前までに、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業
- (2) 他の法令によって許認可を受けた事業で、規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等の事業

(標識の掲示)

第9条 事業者は、特定事業を行うときは、事業区域の見やすい場所に、事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げるものとする。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、職員に事業区域に立ち入らせ、埋立て等の状況について調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成30年伊賀市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(土砂等の安全確認)

第3条 条例第4条第1項に規定する安全は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第3に定める基準値以下であることとする。

2 地歴等から土壌汚染が無いことが明白である場合は、土壌調査は省くものとする。

(災害の発生を防止するための必要な措置)

第4条 条例第4条第2項の必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 埋立て等の法面の勾配を30度以下とすること。
- (2) 滑りやすい土質の層がある場合は、滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (3) 著しく傾斜をしている土地において施工する場合は、すべり面とならないよう、地盤の斜面に段切り等の措置を講ずること。
- (4) 擁壁を用いる場合は、構造を宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に適合するものとする。
- (5) 埋立て等の高さが5メートル以上である場合は、高さ5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設けること。
- (6) 事業区域内の雨水その他の地表水を有効かつ適切に排出することができるよう、排水施設を設置すること。
- (7) 埋立て等完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の必要な措置を講ずること。
- (8) 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講ずること。

(事業の届出)

第5条 条例第8条の規定による事業の届出は、土砂等による土地の埋立て等届出書（様式第1号）により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 事業区域の位置図・平面図・断面図・公図・謄本
 - (3) 事業区域の土地所有者の同意書
 - (4) 事業区域の埋立て等の前の全景写真
 - (5) 事業区域の地元への説明会の報告書
 - (6) 土砂等の発生場所の位置図・平面図
 - (7) 土砂等の発生場所の全景写真
 - (8) 搬入する土砂等の土壌検査結果書
 - (9) 土砂等の発生場所の地歴調査書
 - (10) 土砂等の運搬経路図
 - (11) 各施設管理者（道路、水路、河川等）との協議済書
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 事業者は、前項の規定により提出した書類等の内容に変更が生じたときは、変更事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。
- （適用除外）

第6条 条例第8条第2号の規則で定めるものは、次に掲げる法令に基づく許認可を受けた事業とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）
 - (2) 森林法（昭和26年法律第249号）
 - (3) 農地法（昭和27年法律第229号）
 - (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
 - (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
 - (6) 採石法（昭和25年法律第291号）
 - (7) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）
 - (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
 - (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
 - (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - (11) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
 - (12) 河川法（昭和39年法律第167号）
- 2 条例第8条第3号の規則で定める埋立て等は、次に掲げるものとする。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋め立て等
 - (2) 運動場、駐車場その他施設の本来の機能を保持する目的で通常の管理行為として行う埋め立て等
- （標識の設置）

第7条 条例第9条の標識は、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第2号）とする。

(身分証明書)

第8条 条例第10条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)とする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

※様式第 1 号及び様式第 2 号は 8 ページに記載

様式第 3 号（第 8 条関係）

（表）

| |
|---|
| 第 号 |
| 身分証明書 |
| 所 属 氏 名 |
| 上記の者は、伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条の規定により立入り調査をする職員であることを証明する。 |
| 年 月 日 |
| 伊賀市長 印 |

（裏）

| |
|---|
| 伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条（抜粋） （立入調査） 第 10 条 市長はこの条例の施行に必要な限度において、その職員に事業区域に立ち入り土砂等の埋立て等の状況について調査させることができる。 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 |
|---|

伊賀市人権生活環境部環境政策課
〒518-0115 三重県伊賀市治田 3547-11
TEL0595-20-9105 FAX0595-20-9107